

景品表示法への課徴金制度導入 についての準備状況

平成27年12月
消費者庁 表示対策課

法律

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」(平成26年法律第118号)

不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる

- 平成26年11月19日成立 同月27日公布
- 未施行

政令

不当景品類及び不当表示防止法施行令
(案)

- ①課徴金の対象となる商品又は役務の売上額の算定方法
- ②返金措置の対象となる一般消費者を特定するための要件等について定める

内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則
(案)

- ①課徴金対象行為に該当する事実の報告書の様式
- ②返金措置に関する計画の認定申請書の様式等について定める

ガイドライン

不当景品類及び不当表示防止法第8条
(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方(案)

- ①課徴金額の算定方法
- ②「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か等について説明する

○ 法第8条第1項の政令で定める「売上額」の算定方法

算定方法はア又はイ

ア 引渡基準

事業者が、課徴金対象期間において引き渡した(提供した)課徴金対象行為に係る商品(役務)の対価を合計する。

イ 契約基準

事業者が課徴金対象期間内に引き渡した(提供した)商品(役務)の対価の合計と、課徴金対象期間内に締結した契約に定められた対価の額の合計との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、課徴金対象期間に締結した契約の目的物となったものの対価を合計する。

(参考:法第8条第1項(課徴金納付命令))

事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

○ 法第10条第1項に規定する一般消費者の特定

- (a) 課徴金対象期間内に課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けたこと(「売上額」を契約基準により算定する場合は、契約を締結したことが、
- (b) 当該商品の購入又は役務の提供の対価の支払に充てた金銭に係る領収書、当該商品の購入又は役務の提供に係る契約に係る契約書その他の当該事実を証する資料により特定された者とする。

○ 法第10条第1項の政令で定める「購入額」の算定方法

「売上額」の算定方法と同じ方法とする。

(参考:法第10条第1項(返金措置の実施による課徴金額の減額等))

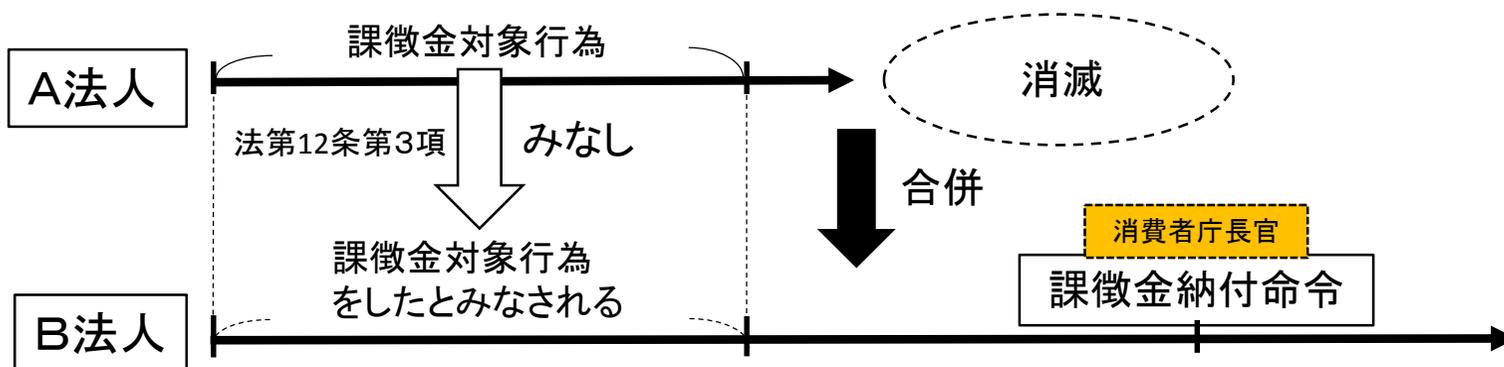
第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置(返金措置)を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置に関する計画を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

○ 法第12条第3項又は第4項の場合における法第8条第2項等の規定の適用

法第12条第3項及び第4項

課徴金対象行為をした事業者(法人)が、合併等に伴い消滅した場合、当該消滅した法人が行った課徴金対象行為を、当該課徴金対象行為に係る事業を承継した法人が行った課徴金対象行為とみなして、法第8条第2項等を適用する。

例) 吸収合併



政令の規定

- ア 法第8条第2項(課徴金対象期間)の規定の適用
- イ 法第8条第3項(不実証広告規制)の規定の適用
- ウ 法第9条(課徴金対象行為に該当する事実の報告)の規定の適用
- エ 法第10条及び第11条(返金措置の実施による課徴金額の減額等)の規定の適用

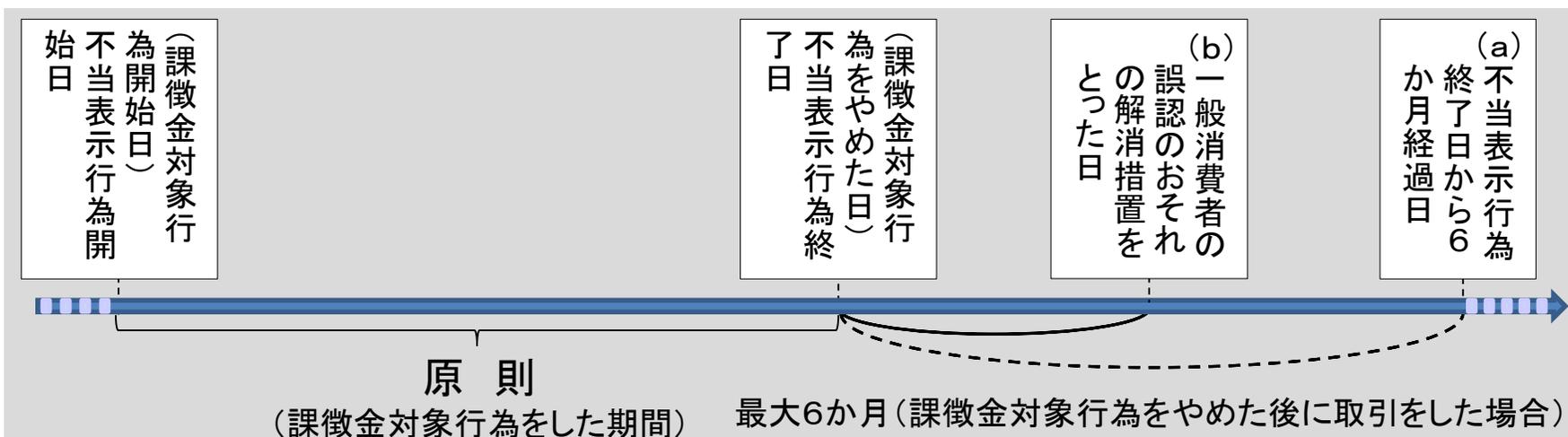
○ 報告や申請等の様式の整備

以下の様式を整備する。

- 課徴金対象行為に該当する事実の報告書(法第9条関係)
- 実施予定返金措置計画(申請前の返金措置に関する事項も含む。)の認定申請書(法第10条第1項及び第3項関係)
- 申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書(法第10条第4項関係)
- 認定実施予定返金措置の変更認定申請書(法第10条第6項関係)
- 認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書(法第11条第1項)

○ 法第8条第2項の内閣府令で定める措置(一般消費者の誤認のおそれの解消措置)

課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為に係る表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当する表示であることを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。



○ 法第8条第3項(不実証広告規制)の規定による資料の提出要求の手続

表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出要求は文書を交付して行う。
資料提出期間は原則として15日間とする。

○ 実施予定返金措置の実施期間、課徴金額から減額する額の計算方法

ア 実施予定返金措置の実施期間

- ・ 実施予定返金措置の実施期間となる範囲は、
実施予定返金措置計画を提出した日から4か月経過日までの期間とする。
- ・ 実施期間について変更認定申請をする場合、変更後の終期は、
当初の実施予定返金措置計画の申請書に記載した実施期間の末日から1か月経過日までとする。

イ 課徴金額から減額する額の計算方法

以下の①・②の額を合計した額とする。

- ①事業者が返金措置において交付した金銭の額
- ②返金措置の対象者の取引に係る商品又は役務の購入額を上回る金銭を交付した場合
→ 当該購入額に相当する額

○ 送達書類関係

督促状及び(課徴金納付命令の)執行の命令書の謄本は、事業者に送達する。

○ 延滞金の徴収

延滞金を徴収する場合において、事業者の納付額が課徴金額に達しないとき
→ 納付額は、まずその課徴金(元本)に充てられたものとする。